

浜松市公園緑地内等放置自動車等処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が所管する公園緑地等を適正に管理するため、放置自動車等の撤去に関し適正な処理について必要な事項を定め、公共用地等の良好な保全と快適な環境の維持を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 船舶 海上交通安全法（昭和47年法律第155号）第2条第2項第1号に規定する船舶をいう。
- (4) 公共用地等 本市が管理する駐車場、公園、広場その他公共の用に供する場所をいう。
- (5) 施設管理者 公園緑地等を管理する所管課長等をいう。
- (6) 放置自動車等 施設管理者の許可なく、相当な期間にわたり管理施設内に放置されている自動車、原動機付自転車及び船舶をいう。
- (7) 所有者等 放置自動車の所有者又は使用者をいう。
- (8) 廃物 放置自動車等として本来の用に供することが困難な状況であるものをいう。

(現地確認及び調査)

第3条 管理施設内において放置自動車等を発見したとき又は通報があったときは速やかに現地確認を行い、次の事項を調査する。

- (1) 自動車、原動機付自転車及び船舶の状況が確認できる写真撮影
 - (2) 登録番号標、車台番号等の確認
- 2 自動車のドア等の開閉が出来る場合においては、警察官の立会いのもと車内を調査し所有者等が推定できる書類等の有無を確認する。この際、調査で発見された有価物については遺失物として扱う。原動機付自転車及び船舶についても同様の処理を行う。
- 3 前項の調査後、確認できた内容を記載した放置自動車等確認票（第1号様式）を作成する。
- 4 前項の放置自動車等確認票は、当該放置自動車等についての経過や対処について記載し、保存しなければならない。

(警告書の貼付)

第4条 発見から概ね7日以上放置されていると認められる放置自動車等の所有者等に対し当該物件の撤去を促す撤去警告書（第2号様式）を当該放置自動車等に貼付する。

(所有者等の調査)

第5条 施設管理者は、第3条により作成した放置自動車等確認票により、所有者等の調査を行い放置自動車等調査票（第3号様式）を作成する。

2 所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し移動依頼書（第4号様式）により当該放置自動車等の撤去を求めることとする。

（所有者等情報のない放置自動車等の取扱い）

第6条 管理施設内の放置自動車等のうち、登録番号標等がないため所有者等の調査を行えない放置自動車等については、前条第1項による調査後、所轄警察署に当該物件の犯罪性の有無についての照会を行い、犯罪性が判明したときは、所轄警察署の指示に従う。

2 前項の犯罪性が判明しなかったときは、次条の規定に基づき公告等の手続きを行い、第8条の規定に基づき当該放置自動車等を廃物と認定し、期日までに処分する旨の撤去通告書（第5号様式）を貼付する。

（公告）

第7条 放置自動車等の所有者等の調査及び照会をした結果、所有者等が判明しない場合は、施設管理権に基づき当該放置自動車等を14日後に処分する旨の公告の手続きを行う。

（廃物認定）

第8条 市長は所有者等が判明しなかった放置自動車等について、次の各号のいずれかに該当するときは当該自動車、原動機付自転車及び船舶を廃物として認定することができる。

1 相当な期間にわたり放置されているとき。

2 自動車、原動機付自転車及び船舶の機能の一部又は全部が喪失していると認めるとき。

3 自動車、原動機付自転車及び船舶の登録が抹消されているとき。

（処分）

第9条 施設管理者は、第8条の規定に基づき廃物認定された放置自動車等の撤去及び処理を速やかに行い、放置自動車等処分記録簿（第6号様式）を作成し保存する。

ただし、施設管理者が必要と判断する場合については、第8条の廃物認定後、所有者等の調査を行い所有者等が判明した場合は適切な処理を行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、放置自動車等の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式

放置自動車等確認票

担当者氏名（公園課・公園管理事務所）

調査年月日	年 月 日（午前・午後 時 分）		
放置場所	施設名		
	所在		
車種名等 （船種名等）	車種名 （船種名）	車体色 （船体色）	
	ナンバー	車台番号 （船台番号）	
	車検有効期間 （船検有効期）	特 徴	
調査状況等	発見年月日	年 月 日（午前・午後 時 分）	
	発見者氏名	住所 区	氏名
	警告書貼付	年 月 日（午前・午後 時 分）	
	立会い警察官	警察署	氏名

位置図及び現場写真等を添付

撤去警告書

この車両は、この場所に放置されたままになっておりますので、所有者又は運転者は、早急に撤去するよう警告します。

なお、所有者又は運転者が判明した場合は法令の定めるところにより処罰されることがあります。

平成 年 月 日

浜松市長

第3号様式

放置自動車等調査票

年 月 日作成

発見年月日	年 月 日 (午前・午後 時 分)		
担当者	氏名 (所属 部 課)		
放置場所	施設名		
	所在		
車種名等 (船種名等)	車種名 (船種名)	車体色 (船体色)	
	ナンバー	車体番号 (船体番号)	
所有者又は 使用者名	住所		
	氏名		
警告書貼付年月日	年 月 日 (午前・午後 時 分)		
立会警察官	立会日	年 月 日 (午前・午後 時 分)	
	警察官氏名	警察署	氏名
	所見		
通告書貼付年月日	年 月 日		
備考			

位置図及び現場写真・車両写真を添付

第4号様式

浜松市第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 様

浜松市長
(課)

放置車両等の移動について

浜松市が管理する 内にあなたが所有・使用する が放置されており、
の管理に支障をきたしております。直ちに移動をお願いします。

記

登録番号
車 種 (船種)
放置場所
その他

なお、盗難、事故、事件等の調査のため所管警察署に連絡済です。

連絡先 浜松市 部 課
電 話
担当者

撤去通告書

平成 年 月 日の撤去警告
書で警告した本物件について
年 月 日までに撤去してくださ
い。

もし、期日までに撤去しないときは、
廃物として処分します。

年 月 日

浜松市長

印

放置自動車等処分記録簿

担当者氏名(課)

当初情報	発見日時	年 月 日 (午前・午後 時 分)		
	放置場所	区	施設名	
	放置確認者	課	氏名	
車種名等 (船種名等)	車種名 (船種名)		車体色 (船体色)	
	ナンバー		車台番号 (船台番号)	
	車検有効期間 (船検有効期間)		特 徴	
措置内容	撤去通告書貼付日	年 月 日		
	告示期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	撤去日	年 月 日		
	処理委託日	年 月 日		
	処分委託先			
備考				